《国民健康保険にご加入の皆さまへ》

令和7年度分

国民健康保険税の税率が変わります！

令和7年度から国民健康保険税の税率が、次のとおり改正となります。改正に伴う影響や、国保財政の現状、改正の経緯などについて皆さまにお知らせします。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、お互いに支え合う制度です。加入者に納めていただく保険税は制度を維持していくための重要な財源になります。

市においては令和4年度の税率改正時に、被保険者の負担軽減に配慮した税率を設定しました。それにより生じた税収の不足分については、国民健康保険支払準備基金を取り崩して補ってきましたが、このままでは令和7年度には基金の残高が底をつくことが見込まれます。

そのため、持続可能で安定した財政運営のために、令和7年度から国民健康保険税率を改正します。加入者の皆さんにはご負担をお掛けすることになりますが、国保制度を将来にわたり安定的に継続していくため、ご理解とご協力をお願いします。

令和7年度分国保税の金額は、7月中旬ごろに発送予定の納付書をご確認ください

《改正後》令和7年度国民健康保険税率

区分（対象）	医療給付分 加入者全員		後期高齢者支援金分 加入者全員		介護納付金分 40歳以上65歳未満	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	4.39%	**5.39%**	2.61%	**2.95%**	2.42%	**2.70%**
均等割額	19,600円	**28,800円**	10,700円	**14,400円**	11,500円	**15,600円**

※所得200万円未満の低所得者世帯の負担軽減の為、所得割と均等割の比率に調整を加えています。

●モデルケースにおける税率改正の影響例●

世帯構成	単身世帯	単身世帯	高齢者2人世帯	3人世帯
条件設定	世帯所得40万円 （給与収入：95万円） 年齢：20歳代 ※均等割7割軽減	世帯所得100万円 （年金収入：210万円） 年齢：60歳代後半 ※均等割2割軽減	世帯所得230万円 （年金収入：世帯主250万円、配偶者200万円） 年齢：70歳代の夫婦	世帯所得316万円 （給与収入：世帯主のみ450万円） 年齢：30歳代の夫婦と未就学児1人 ※均等割（こども）5割軽減
			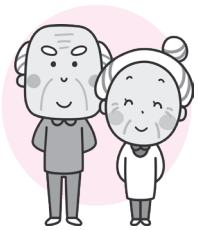	
改正前	9,000円	64,100円	161,300円	266,800円
改正後	**12,900円**	**82,000円**	**206,400円**	**335,600円**
差額	**+3,900円**	**+17,900円**	**+45,100円**	**+68,800円**

●国保加入世帯の所得階層別の割合●

世帯の所得額	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上200万円未満	200万円以上300万円未満	300万円以上400万円未満	400万円以上500万円未満	500万円以上
割合	28.2%	9.1%	26.6%	15.1%	7.1%	4.2%	9.7%

※所得とは、収入から必要経費等を引いた金額のことです。

問　医療年金課
国保年金グループ
☎内線1724～1727

▲詳しくは市HPへ

～安心して医療を受けられる制度を維持していくために～

令和7年度からの 国保税率 改正の経緯

本市の国民健康保険税は令和4年度に税率等の改正を行い、被保険者の負担軽減に努めてきました。しかしながら、後期高齢者医療制度への移行や社会保険適用拡大などで国民健康保険の被保険者数は年々減少し、それに伴い国民健康保険税収入は減少しています。【表1参照】

また、1人当たりの医療費は、新型コロナウイルス感染症が大流行した令和2年度は受診控えで減少したものの、それ以降は増加しており、本市の国民健康保険の運営は年々厳しくなっています。【表2参照】

【表1】国保事業費納付金と国保税収入額

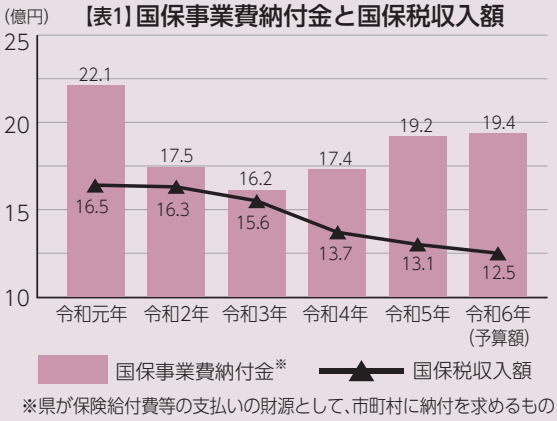

※県が保険給付費等の支払いの財源として、市町村に納付を求めるもの

【表2】1人当たりの医療費と被保険者数

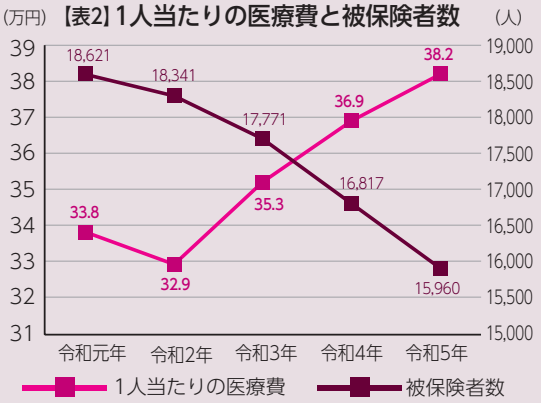

【表3】国保支払準備基金残高

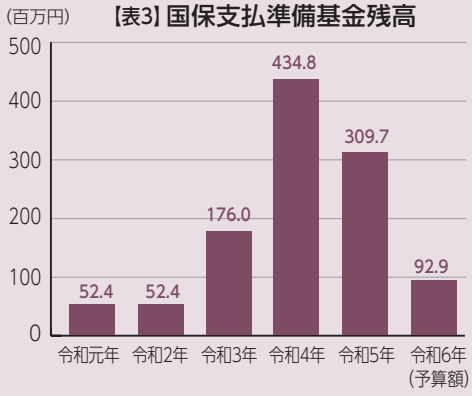

これまでは、国保加入者の方になるべく負担をかけることのないよう、財源不足については「国保支払準備基金」（家庭における貯金に当たるもの）からの取り崩しなどを行うことで医療費等の増加に対応して、税額の上昇を抑えてきました。しかし、その結果として国保支払準備基金が年々減少し、このままでは令和7年度に基金残高が無くなる恐れがあります。【表3参照】

将来的に持続可能で安定した国保事業の運営を行うためには、収入と支出のバランスが取れた適切な税率を設定する必要があることから、令和7年度に国保税率を改正することとなりました。

被保険者の皆さまにはご負担をお掛けしますが、国保税率改正の必要性をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いします。

牛久市国民健康保険運営協議会において約1年間検討・審議

令和6年1月12日	「令和7年度税率改正に向けた審議を予定」（報告）
令和6年8月1日	「牛久市国民健康保険税の現状と今後について」（報告）
令和6年12月23日	市長から牛久市国民健康保険運営協議会会長へ「牛久市国民健康保険税率等の変更について」諮問書提出
令和7年1月30日	「牛久市国民健康保険税率等の変更について」審議
令和7年2月5日	牛久市国民健康保険運営協議会会長から市長へ答申書を提出

税率改正Q&A

Q なぜ、このタイミングで国保税率の改正を行うのですか？

A 令和6年度に今後の試算を行った結果、

①被保険者数の減少と、それに伴う国保税収入の減少が今後も継続すると見込まれる

②実質的な赤字が継続しており、現行税率のままでは赤字解消の見込みが立たない

③これまでの税率のままでは「国保支払準備基金」残高が令和7年度中に無くなることが見込まれる

以上の理由から、国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえて税率の改正を行いました。

Q 今後また、税率改正を行う予定はありますか？

A 今回の改正後にあっても、なお数年後には財源不足となることが試算では想定されています。また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設され、国保加入者に対しても新たな負担が求められます。

そのため、今年度中に最新の国保事業費納付金の状況に基づいて令和8年度分の国保税の試算を行い、改めて税率をどうするべきか国民健康保険運営協議会において審議する予定です。